



発行 新潟県

号外 2

令和4年6月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

選挙管理委員会告示

- 85 参議院新潟県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（選挙管理委員会）
- 86 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第85号

令和4年7月10日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和4年6月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

48,012,700円

◎新潟県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年6月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
 - 37,405
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
 - 333,776
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,534
新潟市東区	38,169
新潟市中央区	49,663
新潟市江南区	19,172
新潟市秋葉区	21,498
新潟市南区	12,421
新潟市西区	43,860
新潟市西蒲区	15,871

長岡市三島郡	75,864
上越市	52,873
三条市	26,978
柏崎市刈羽郡	24,264
新発田市北蒲原郡	30,825
小千谷市	9,741
加茂市南蒲原郡	10,798
十日町市中魚沼郡	17,053
見附市	11,275
村上市岩船郡	18,249
燕市西蒲原郡	24,482
糸魚川市	11,721
妙高市	8,862
五泉市東蒲原郡	16,938
阿賀野市	11,693
佐渡市	15,073
魚沼市	9,887
南魚沼市南魚沼郡	17,595
胎内市	8,050